

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

具体的な取組み	目標	計画期間(平成30年度から令和2年度)における取組み・達成状況	
(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ①障がい者や障がいについての広報・啓発			
<p>○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施(障がい福祉企画課)</p> <p>障がいに関する府民の理解と認識を深めるため、障がい者週間(毎年12月3日～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。また、民間事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。</p> <p>さらに、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークについて、オール大阪で普及に向けて取り組みます。</p> <p>・「大阪ふれあいキャンペーン」小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布</p> <p>・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰</p> <p>・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント</p> <p>これらの取組みとあわせて、障がい理解ハンドブック等の刊行物を活用するなど、年間を通じた啓発事業を実施することで、府民及び事業者が、障がいや合理的配慮の実践について理解を深めるように努めます。</p>	<p>目標値</p> <p>・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校3年生に配布</p> <p>・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施</p>	<p>○12月3日から9日の「障がい者週間」を中心に、障がい理解を促進する事業に取り組むとともに、府政だよりでの特集をはじめとした各種啓発活動を実施しました。</p> <p>(1)大阪ふれあいキャンペーンの実施</p> <p>府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解をするための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校3年生に配布するとともに、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校、社会福祉協議会、市町村に配布。あわせて、幅広い世代の方にも広く啓発するため、「大阪ふれあいクリアファイル」を作成し、おりがみ、すごろくとあわせて、参画団体の各種啓発イベント等で配布。</p> <p>(2)心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰</p> <p>(3)障がい者週間知事表彰の実施</p> <p>○共に生きる障がい者展の開催</p> <p>障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に開催しました。</p> <p>○ヘルプマークの普及・啓発</p> <p>行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行いました。近畿2府5県と連携し、鉄道事業者への協力を依頼。またバス等の公共交通機関へもポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して啓発活動を実施しました。</p>	○
<p>○発達障がいに対する理解促進(地域生活支援課)</p> <p>「世界自閉症啓発デー(毎年4月2日)」及び「発達障がい啓発週間(毎年4月2日～8日)」の取組みとして、ブルーライトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓発の推進に努めます。</p>		<p>○発達障がいに対する理解促進の取組み(合理的配慮を含む)として、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障がい啓発週間」(4月2日から8日)におけるポスターの配布や府内の主要な施設のブルーライトアップや発達障がいに係る講演会を開催するなど啓発活動を継続して実施しました。</p>	○
<p>○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発(地域生活支援課)</p> <p>高次脳機能障がい者の就労や就学など当事者の希望や目標の実現のため、地域における社会資源の整備にも資するよう、関係者への研修等を通じて「使たええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「使たええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施</p> <p>1回以上/年</p>	<p>○地域支援者養成研修、こころのセンター研修、医療機関等職員研修会において「使たええで帳～高次脳機能障がいファイル～」(高次脳機能障がいの方が必要なサポートを受けられるよう、発症からの経過や障がいの状態などを記録するツール)を活用した、高次脳機能障がいへの支援普及を実施しました。</p> <p>■研修実施回数</p> <p>平成30年度 年4回</p> <p>令和元年度 年4回</p> <p>令和2年度 年4回</p>	○
<p>○人権教育・啓発活動の推進(人権企画課)</p> <p>障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題について府民一人ひとりが人権の意義や価値について理解を深められるよう、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、人権教育・啓発を推進します。</p>		<p>○大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」の発行及びホームページへの掲載</p> <p>障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題や相談窓口等を掲載した啓発冊子を年1回発行しました。</p> <p>(平成30年度)墨字版:40,000部、点字版:150部</p> <p>(令和元年度)墨字版:40,000部、点字版:200部</p> <p>(令和2年度)墨字版:40,000部、点字版:200部</p> <p>○府民や市町村職員及び人権関係団体職員等を対象とした参加・体験型講座の実施</p> <p>さまざまな人権問題について気づきを促すため、参加・体験型学習の手法を取り入れた講座を市町村との共催により開催しました。</p> <p>(平成30年度)府内6市町</p> <p>(令和元年度)府内1市 ※新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた2市は中止</p> <p>(令和2年度)府内1市 ※新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた2市は中止</p> <p>○人権研修を実践できる人材の養成</p> <p>豊かな人権感覚を醸成するとともに、地域や職場等で主体的に人権研修を実践できる人材を養成しました。</p> <p>(平成30年度)「人権ファシリテーター養成コース」3回</p> <p>「人権ファシリテータースキルアップコース」1回</p> <p>(令和元年度)「人権ファシリテーター養成コース」3回</p> <p>「人権ファシリテータースキルアップコース」1回</p> <p>(令和2年度)「人権ファシリテーター養成コース」3回</p> <p>「人権ファシリテータースキルアップコース」1回</p>	○
<p>○大阪府職員に対する研修(人事課)</p> <p>障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るため、講義形式だけでなく、参加体験型学習等により効果的に研修を進め、豊かな人権感覚を持ってさまざまな課題を理解し、その解決に取り組むことができる職員の養成をめざします。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に福祉介助等の実習を実施</p> <p>・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施</p>	<p>○新規採用職員等(全職種)を対象に点字体験実習、聴覚障がい体験実習、障がい特性への理解・対応についての講義を実施しました。</p> <p>(参考)</p> <p>平成30年度実績:4月9日、19日:357名修了</p> <p>令和元年度実績:4月8日、18日:457名修了</p> <p>令和2年度実績:(体験実習)11月13日、18日 421名修了</p> <p>(講義)12月16日、22日 425名修了</p>	○

		<p>○令和2年度の新任課長補佐級職員(全職種)を対象とした人権問題研修(障がい者の人権に係るものを含む)は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。 (参考) 平成30年度実績:8月10日、27日、30日:87名修了 令和元年度実績:8月9日、21日、27日:130名修了</p> <p>○その他、人権研修指導者養成研修(部落解放・人権大学講座派遣)や、聴覚障がい者に関する理解を深める研修(手話)及び視覚障がい者に関する理解を深める研修(点字)等を実施しました。</p>	
<p>○大阪府警察職員に対する研修(府警本部総務課) 窓口業務を担当する職員の一部を対象に、障害者差別解消法の理解を深める研修を実施します。この研修では、法の趣旨の理解を促し、合理的配慮や不当な差別とはどのようなものか具体的に示すことで、適切な窓口業務に取り組むよう教養します。</p>		<p>○毎年研修を実施し、法の趣旨の理解を促し、合理的配慮や不当な差別とはどのようなものか具体的に示すことで職員の理解を促すことができました。(令和元年度 G20 大阪サミット、令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため研修を実施せず、代替措置として資料配付による研修を実施しました。)</p>	○
<p>(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進</p>			
<p>○障がい理解教育の推進(小中学校課、高等学校課) 人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点にたち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 すべての児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。 「総合的な学習の時間」や教科学習等それぞれの教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進します。 福祉・ボランティアにかかわる活動を充実します。</p>	<p>目標値 ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施 (小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握) ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施 ・合同の研修会の実施(年1回)</p>	<p>○府内(政令市を除く)小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に100%でした。(令和2年度実績)</p> <p>○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施し、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。 ・平成30年度実績(平成30年6月22日実施) 「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」 小学校132名、中学校85名、高校56名、支援学校2名、市町村教育委員会指導主事9名 計284名参加 ・令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 「～学習に困難をかかえる子への気づきと支援～」 小学校68名、中学校37名、高校16名、市町村教育委員会指導主事9名 計130名参加 ・令和2年度実績(令和2年10月28日～11月18日ウェブ開催) 「多様なニーズのある子どもの理解と支援について」 小学校520名、中学校215名、高校55名、市町村教育委員会指導主事18名 計808名参加</p> <p>○教育課程実施状況調査によると福祉・ボランティア教育に取り組む小・中学校の割合は小学校95.2%、中学校80.0%(令和2年度実績)でした。 (参考) 平成30年度:小学校88%、中学校82% 令和元年度:97.8%、中学校88.9%</p> <p>○社会生活の中で人々が共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう、教職員研修の充実を図るなかで、豊かな人権意識や福祉マインドに基づく障がい理解教育の取組みを行いました。 支援教育推進フォーラムの開催(年1回)</p>	○
<p>○教員研修の充実(高等学校課) 大阪府教育センターでは、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施しています。高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 「高等学校における支援教育コーディネーター研修」受講者がいる府立高校の割合100%</p>	<p>○教育センターでは総合研修や課題別研修で「人権尊重の教育」「障がい及び障がい者理解」をテーマとする研修を実施しました。</p> <p>○支援教育の中心となるコーディネーターの資質向上を図るため、教育センター研修として、支援教育コーディネーター研修を実施しました。</p> <p>○高等学校において支援教育の中心となる教員の専門性向上のため、高等学校における支援教育コーディネーター研修を行いました。 ・受講者があった学校数:平成30年度 139校/155校、令和元年度 147校/154校、令和2年度 151校/151校</p>	○
<p>○社会教育指導者研修の充実(地域教育振興課) 市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や、地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、さまざまな教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実を努めます。 ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート(参加者の気づきを促し、学びを深める)スキルの向上</p>		<p>○障がい者の学習活動の支援に向けた人材を養成するため、研修として、大阪府および市町村社会教育関係者を対象に「人権教育セミナー」を、PTA役員や地域コーディネーター養成講座修了者、親学習リーダー養成講座修了者、市町村社会教育関係職員を対象に「人権教育地区別セミナー」をそれぞれ実施しました。</p> <p>○また、ワークショップ形式を取り入れ、学びを深め気づきを実践につなげられるような内容で実施しました。</p>	○
<p>(2)障がい者の尊厳を保持する ①障がい者差別の禁止</p>			
<p>○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み(障がい福祉企画課) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進するため、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会及び合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂に反映させるなど、障がい者差</p>	<p>目標値(平成32年度) 支援地域協議会を設置する市町村数 43(全ての市町村)</p>	<p>○大阪府障がい者差別解消条例に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るために、「啓発活動」と「条例による相談等の体制」を車の両輪として、以下の事業に取り組みました。 ・府に広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案に対応しています。広域支援相談員間での意見交換や合議体からの広域支援相談員への助言等により、相談への対応力向上を図りました。</p>	△

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

<p>別解消の取組みの充実を図ります。</p> <p>また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進や相談への対応力の強化が図られるよう、府における検証の成果の提供や助言等による支援を行います。</p> <p>加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。</p> <p>こうした取組みを進める中で、条例の附則に規定する「見直し検討」を見据え、具体的な相談事例の分析・評価を積み重ね、障がい者差別解消の取組みを検証します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別解消の推進に関する事項を審議するため、障がい者差別解消協議会を開催したほか、広域支援相談員等が対応した相談事例について合議体による検証を行い、年度ごとに報告書として取りまとめました。 市町村支援の一環として勉強会を兼ねた出張情報交換会を実施しているほか、市町村とのワーキングによる支援地域協議会設置に向けた取り組みのヒントとなる資料集の作成や、支援地域協議会未設置の市町村を訪問して設置に向けた働きかけを行ったほか、市町村の職員を対象とした支援地域協議会に関する研修会を実施しました。（令和2年度末時点、支援地域協議会を設置済み市町村数 23市町村） 障がい理解に関する企業等の自主的な取組みを促進することができるよう、研修・啓発ツール（DVD、研修テキスト、研修シナリオ、啓発教材等）を作成し周知を図りました。 <p>○条例の附則に規定されている「見直し検討」、令和元年度に障がい者差別解消協議会から受けた提言を踏まえ、令和2年度に事業者による合理的配慮の提供を義務化する内容の条例改正を行い、その内容について周知するチラシを作成しました。さらに条例改正に伴い、これまで広域支援相談員が対応した事例や合議体による検証等の内容を反映した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」第三版の作成も行い、条例改正チラシとともに事業者団体、障がい者団体、市町村等に周知・配布しました。</p>	
<p>○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進（小中学校課）</p> <p>学校内外の相談体制を確立し、人権侵害事案が起ったときの対処システムの充実に努めます。</p> <p>各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口を引き続き設置するとともに、周知に努めます。</p> <p>障がいのある児童生徒の対応も含めた体罰防止マニュアル（平成19年改訂）等を活用した研修をすべての公立小中学校で実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会に対して、「指導助言事項」を通して、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制の確立及び事象が生じた場合の適切な対応について徹底しました。 ○学校園におけるセクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口が100%設置となりました。 ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改訂）を、人権教育主管課長会、担当指導主事会、小中学校校長をはじめとした人権教育研修により周知を図りました。（令和2年度活用実績 小学校 94.3% 中学校 87.4%） ○市町村教育委員会ヒアリングにて、市町村としての「セクシャル・ハラスメント防止」研修の実施について指導助言しました。（令和2年度全市町村実施） ○「体罰防止マニュアル」（平成19年改訂）を活用した研修を実施するよう市町村へ指導しました。 <ul style="list-style-type: none"> ■府内全小中学校で「体罰防止マニュアル」（平成19年改訂）を活用した研修を実施（平成30年度から令和2年度） 	○
(2)障がい者の尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止			
<p>○障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み（障がい福祉企画課、生活基盤推進課）</p> <p>市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮されるよう、障がい者虐待の防止及び早期発見のための連絡調整、専門的に従事する職員等の対応力向上を支援します。</p> <p>また、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門的判断を要する事案に対応するため、弁護士及び社会福祉士との連携協力体制を引き続き確保するとともに、市町村と連携した事例検討や意見交換等による虐待の背景・要因の分析を積み重ね、虐待防止策の充実に努めます。</p> <p>さらに、障がい福祉サービス事業者等における権利擁護の取組みの充実強化を図るため、事業所の管理者等も参画した企画等による虐待防止研修を実施します。</p> <p>事業所への集団指導や、新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待防止についての周知を引き続き行うとともに、実地指導時においても障がい者虐待の防止についての指導等を引き続き行います。</p>	<p>目標値（平成32年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施（2回／年） 障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施（1回／年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府障がい者権利擁護センターにおいて、使用者による障がい者虐待の通報・相談窓口としての役割を担うとともに、市町村からの障がい者虐待対応に関する相談への助言・情報提供等の後方支援を行いました。 ○虐待を受けた障がい者等に対する支援を専門的知識に基づき適切に行えるよう、市町村職員に向けた障がい者虐待防止研修を年2～4回実施しており、その際に障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促しました。また、障がい福祉サービス事業所等における権利擁護の取組みの推進を図るため、障害者虐待防止法の理解や虐待防止のための取組みが適切に行えるよう、管理者や責任者等に向けた障がい者虐待防止研修を年1回実施しました。 ○市町村虐待対応ワーキング・市町村虐待対応検討会において、障がい者虐待対応について市町村職員が自主的に学べる研修テキスト3種（養護者による虐待、施設従事者等による虐待、使用者による虐待）を作成し、市町村の虐待対応力向上のための支援を行いました。また、市町村における虐待対応状況を把握するための体制整備調査を実施しました。 ○市町村において対応困難な障がい者虐待事案に、弁護士・社会福祉士を派遣して法律や権利擁護関係等の専門的な助言を行う専門性強化事業を実施しました。 ○市町村から虐待認定を受けた府管事業所に対して実地指導を実施（随時） ○大阪府管の障がい者・児の指定事業所を対象として集団指導を実施し、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施（1回／年） ○毎月の新規指定事業者に対する指定時研修にて、権利擁護・虐待防止について制度の周知等を実施（1回／月） 	○
<p>○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み（生活基盤推進課）</p> <p>障がい児入所施設における権利擁護の取組みや、虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○被措置児童等援助専門部会（家庭支援課共管）において通報等に伴う人権侵害案件を検証（3回／年） ○集団指導の機会を通じて、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施（1回／年） ○児童が意見表明をできる手段の一つとして、虐待防止リーフレットとはがきを作成し、入所児童に配布（1回／2年） ○被措置児童等虐待事案を含め通報があった事案については、当該施設へ立ち入り調査等や聞き取りなどを行い、指導を実施（随時） ○実地指導において、権利擁護・虐待防止の取組について確認（随時） 	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

<p>○地域における児童虐待防止ネットワークの推進（家庭支援課） 児童虐待の予防、早期発見、早期対応につなげていくためには、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。</p>		<p>○要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るため、市町村児童家庭相談担当職員の研修等を実施しました。 ・平成30年度：年11回 22講座 ・令和元年度：年12回 23講座 ・令和2年度：年11回 23講座</p>	○
(2)障がい者の尊厳を保持する ③権利擁護の充実			
<p>○権利擁護施策の充実（地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課） 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、大阪後見支援センターが行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。 成年後見制度における市町村申し立てが活用されるように、研修の実施や関係機関との連携を強化して、市町村申し立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。 加えて、急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。 また、日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村や関係機関への周知を図ります。</p>		<p>○認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護に関する地域の機関からの相談支援を実施するよう社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に大阪後見支援センターの運営を委託し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」に対して補助しました。 ○身近な住民による市民後見人の養成等に取り組む府内市町村に対して補助しました。 ○市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申し立てに係る研修を実施、制度の利用が必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけました。 ○市町村での成年後見制度利用支援事業の利用促進に向け、対象者の拡大等に関する国通知の再周知を行いました。 ○相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修において、「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要を説明するなど、意思決定支援の重要性について理解を促しました。</p>	○
<p>○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進（地域福祉課） 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会（社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置）が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。</p>		<p>○福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発について支援しました。 平成30年度実績 ・延べ相談件数 1,743件 ・実施研修参加者数 苦情解決第三者委員研修会 75人 令和元年度実績 ・延べ相談件数 1,877件 ・実施研修参加者数 苦情解決第三者委員研修会 新型コロナウイルス感染症の流行により中止 令和2年度実績 ・延べ相談件数 1,407件 ・実施研修参加者数 苦情解決第三者委員研修会 53人</p>	○
<p>○福祉サービス第三者評価事業の推進（地域福祉課） 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。</p>		<p>○福祉サービスの質の向上を促し、併せて福祉サービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証を実施するとともに、評価結果の公表、評価調査者の養成などに取り組みました。 平成30年度実績 ・障がい福祉分野の評価結果公表件数 11件 ・障がい福祉分野の評価調査者養成人数 15人 新規認証機関数 4件 総認証機関数 16件 令和元年度実績 ・障がい福祉分野の評価結果公表件数 7件 ・障がい福祉分野の評価調査者養成人数 10人 新規認証機関数 3件 総認証機関数 18件 令和2年度実績 ・障がい福祉分野の評価結果公表件数 14件 ・障がい福祉分野の評価調査者養成人数 11人 新規認証機関数 2件 総認証機関数 20件</p>	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

<p>○大阪府障がい者自立支援協議会における権利擁護の推進（障がい福祉企画課） 関係機関や市町村との連携協力体制の強化を図ることを目的に、大阪府障がい者自立支援協議会に設置する障がい者虐待防止推進部会において、引き続き、虐待防止支援をはじめとする権利擁護に関する課題等について協議・検討を行うことで、大阪府内における権利擁護のための取組みを推進します。</p>		<p>○障害者虐待防止法に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図るため、大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会を開催し、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための具体的な方策について協議しました。</p>	○
<p>○障がい者110番事業の実施（自立支援課） 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報にも努めるなど、利用の促進を図ります。</p>		<p>○障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、相談内容に応じた情報提供を行い、他に適切な専門機関がある場合はその専門機関を案内するなど、適切な情報提供や助言を行いました。</p> <p>○常設の相談窓口の設置だけでなく、ファクシミリや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報に努めるなど、利用の促進を図りました。 【実績】相談受付件数 平成30年度:237件 令和元年度:217件 令和2年度:240件</p>	○
<p>○消費生活情報の提供の充実（消費生活センター） 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市生活情報誌「くらしと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。</p>		<p>○生活情報「くらしと」掲載記事の点字版発行や、メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」を配信し、障がい者の消費生活を支援しました。 【実績】 ■生活情報「くらしと」掲載記事 点字版作成 平成30年度 年2回 各200部 令和元年度 年4回 各200部 令和2年度 年4回 各200部 ■メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」配信 平成30年度～令和2年度 毎月1回</p>	○
(3)安全・安心を確保する ①防災の推進			
<p>○福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ（災害対策課） 要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 福祉避難所について必要な数と種類の検討</p>	<p>○福祉避難所については、府内市町村すべてにおいて、一カ所以上の指定が完了しており、さらなる必要数の確保等について、市町村に対し、研修などを通じて働きかけを行いました。</p> <p>○福祉避難所については、令和2年7月時点、府内市町村(43市町村)601施設を指定済です。</p>	○
<p>○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進（防災企画課、障がい福祉企画課） 全ての市町村において、地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動の促進を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や同名簿を活用した避難訓練が実施されるよう、さまざまな機会を捉えて市町村に働きかけます。さらに、先進的な事例を収集し、情報提供に努めます。 また、市町村の取組状況を把握するとともに、必要に応じて「避難行動要支援者支援プラン・作成指針」の見直しを行う等、市町村支援を行います。</p>		<p>○避難行動要支援者名簿の更新及び活用等、市町村の取組みが進むよう、避難行動要支援者に関する安否確認等についての課題整理に向けた市町村ヒアリングを実施しました。</p> <p>○その結果を踏まえ、市町村の福祉部局及び危機管理部局の担当者を対象に開催した「担当者向け研修」や「意見交換会」において、他府県等の先進的な取組事例の共有や、具体的な事案によるグループ討論を実施しました。</p> <p>○地域における支援の担い手を確保するため、市町村と共催で実施している自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者支援に関する講義や避難所運営ゲーム(HUG)、災害図上訓練(DIG)を実施しました。</p>	○
<p>○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進（災害対策課、障がい福祉企画課） 避難者の適切なQOLの確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。 また必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、さまざまな障がい特性への対応方法等を含め、さらなるマニュアルの充実に努めます。</p>	<p>目標値(平成32年度) すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う</p>	<p>○平成30年の北部地震等の災害を受けて、市町村における避難所運営の課題解決に向けた検討のため、アンケート及び市町村との意見交換会を実施し、市町村防災対策協議会と連携し、避難所での長期避難者への対応研修を行いました(令和元年度)。</p> <p>○市町村との意見交換を踏まえつつ、「避難所運営マニュアル作成指針(新型コロナウイルス対応編)」を策定し令和2年6月に公表するとともに、市町村との共催で避難所開設・運営訓練を行い、指針内容の検証や配慮が必要な方向けの福祉スペース等を検討するなどの取組みを行いました。</p>	○
<p>○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進（災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課） 福祉避難所について、府内のすべての市町村で一カ所以上の指定が完了していますが、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、市町村や事業所に対して働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかけます。 併せて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかけます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす</p>	<p>○関係部局、府社会福祉協議会等が連携し、各種福祉施設・事業者等への集団指導や研修会の場を活用して、市町村の福祉避難所指定への協力の働きかけを行いました。</p> <p>○また、関係部局と連携して府立支援学校の福祉避難所指定に向けて、学校長へ協力を要請し、関係市町村についても、働きかけを行いました。</p> <p>○令和2年には、高齢者等の特段の配慮が必要な方の避難のため、府において、避難所としての多様な施設の活用として、市町村が府内ホテルを活用できるよう119のホテル事業者等と基本協定を締結しました。</p> <p>○障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、市町村や事業所に対して働きかけました。 ・市町村調整会議の場で市町村に呼びかけました。</p>	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

		・事業所に対しては集団指導やホームページで周知しました。	
○緊急放送等における配慮の要請（ 災害対策課、障がい福祉企画課 ） テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障がい者への配慮がなされるよう、各放送局に対する要請に努めます。	目標値(平成32年度) さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく	○大阪府北部地震(平成30年6月18日)やその後が続いた豪雨などの災害を機に情報保障の徹底を図るため、平成30年8月に「障がいのある方に対する情報保障について」を府ホームページに掲載するとともに、同9月に府政記者会にも直接働きかけました。 ○テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障害者への配慮がなされるよう、在阪放送6社の事業者に対し要請を行い、対策の現状等について聴取し、災害時の災害情報については、副音声で放送するなど要請を行いました。	○
○社会福祉施設における災害・避難対策の促進（ 福祉総務課 ） 「災害時における応援協定の締結に向けたガイドライン」に基づき、社会福祉施設における関係機関との応援協定の締結を働きかける等、災害・避難対策を促進します。	目標値(平成32年度) ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進	○平成30年度に「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン」を作成し、大阪府ホームページで公表。社会福祉施設の集団指導等において、本ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促しました。	○
○災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化（ 地域福祉課 ） 府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を活用し、福祉避難所(二次的避難所)の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣(災害派遣福祉チーム等)や福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制を整備、充実します。	目標値(平成32年度) ネットワークにおける福祉避難所の運営支援等を行うための要綱の策定及び想定訓練の実施	○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害時における福祉専門職等の確保体制を充実・強化するため、「大阪府災害福祉支援ネットワーク設置運営要綱」を策定。本ネットワークを活用し、災害福祉支援ネットワーク会議において、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪 DWAT)組成に向けた検討や、防災訓練等を実施しました。 ○令和元年度には、大阪DWAT活動マニュアルの策定やチーム員養成研修を開催し、255名をチーム員として登録。大阪DWATを被災地へ派遣できる体制が整ったことから、令和2年3月26日に大阪DWATを発足しました。 ○令和2年度には、「大阪DWAT」の更なるチーム力の向上を図るため、養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修等、訓練、ネットワーク会議の開催を通じて、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進めました。	○
(3)安全・安心を確保する ②防犯の推進			
○犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの推進（ 治安対策課 ） 犯罪被害を防止するとともに、犯罪を発生させない環境づくりをめざして取り組む大阪府の安全なまちづくり推進事業において、犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの意識啓発等を推進します。 障がい者が、安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う「地域安全センター」を中心とした防犯ボランティア活動の活性化を図るなど、地域防犯力のさらなる向上に取り組めます。		○令和元年11月に府内全小学校区への「地域安全センター」を設置を完了し、防犯ボランティア活動に関するマニュアルの配備や青色防犯パトロール車へのドライブレコーダーの設置を促進する地域見守り力向上事業を実施しました。 ○また同センターを拠点とした防犯ボランティア団体、警察、学校関係者等との合同パトロールの実施など、地域の防犯ボランティア活動の活性化や地域防犯力の向上を図ることにより、犯罪弱者を含めた府民が安全かつ安心して過ごせる地域社会づくりに取り組みました。	○
○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化（ 府警本部広報課 ） 犯罪発生情報や連絡先等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、各警察署の案内及び各相談窓口に関し、ファクシミリ番号を掲載するなどしてユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある方が情報を得やすいホームページづくりに努めます。		○犯罪発生情報や連絡先等を分かりやすく提供するため、ホームページの構成等常時見直しを行いました。また、府民からの意見要望も積極的に取り入れ、各警察署の地域安全情報の内容を改善し、JIS規格に準拠したアクセシビリティに配慮したページ作りを行う等、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある方も情報を得やすいホームページづくりに努めました。	△
○緊急時における110番通報手段の広報（ 府警本部広報課、府警本部通信指令室 ） 聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について広く周知するために、大阪府警察ホームページ、携帯電話対応ホームページ等の各種広報媒体を通じた積極的な広報活動を実施します。		○聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合、警察への緊急通報手段として整備している「FAX110番」及び「メール110番」について広く周知するために、施設見学時や大阪府警察ホームページを通じて使用方法等、積極的な広報活動を実施しました。	○
(4)十分な情報・コミュニケーションを確保する			
○支給決定に係るコミュニケーション支援（ 障がい福祉企画課 ） コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。		○市町村指導において、支給決定の際に実施する認定調査に関しコミュニケーション支援が必要な人について手話通訳者等のコミュニケーション支援を行い、適正な支給決定が行われるよう、助言しています。 ※障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導等を実施。	○
○府政情報の提供の充実（ 障がい福祉企画課・府政情報室 ） 府政に関する情報を、障がい特性に配慮して府民に提供します。必要に応じて府政情報の点字化、音声化等を行うほか、使いやすいホームページづくりに努めます。		○府政だよりについて点字版、拡大版、声のテープ版及びデジ版を提供(※デジ版は平成31年4月から提供開始)するなど、府政に関する情報を障がい特性に配慮して提供しました。	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

<p>○大阪府障がい者社会参加促進センター等の運営（自立支援課） 福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点として、「大阪府障がい者社会参加促進センター」「大阪府盲人福祉センター」「大阪府谷町福祉センター」を活用し、障がい者の意思疎通支援等を行うほか、これら3つのセンターを一元化した「福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）」を、平成32年度早期に新設し、府立施設として、運営します。</p>		<p>○「大阪府障がい者社会参加促進センター」「大阪府盲人福祉センター」「大阪府谷町福祉センター」を活用し、障がい者の意思疎通支援等を実施しました。なお、令和2年6月15日にこれら3センターを一元化した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」を新設し、障がい者の相談支援や社会生活支援、意思疎通支援等の実施拠点として各支援事業を実施し、障がい者等の自立と社会参加の促進に努めました。</p>	○
<p>○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等（自立支援課） 視聴覚障がい者情報提供施設等を活用し、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等や、相談支援、広域的な日常・社会生活支援のほか、障がい者向け媒体の製作・提供・普及、障がい者に対する情報機器の貸出、相談等を実施します。また、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開します。 （視覚障がい者関係） ・点字図書館の運営 ・点字広報等の発行 ・点字による即時情報ネットワーク ・点訳奉仕員（中級）*の養成 ・朗読奉仕員（中級）*の養成 ・視覚障がい者家庭訪問指導事業 ・希望教室 など （聴覚障がい者関係） ・聴覚障がい者情報提供施設の運営 ・特に専門性の高い手話通訳者*の養成 ・特に専門性の高い手話通訳者*の派遣 ・特に専門性の高い要約筆者*の養成 ・特に専門性の高い要約筆者*の派遣 ・言語としての手話の認識の普及及び「暮らす（乳幼児期含む。）」「学ぶ」「働く」場での習得の機会の確保 など （盲ろう者関係） ・盲ろう者通訳・介助者*の養成 ・盲ろう者通訳・介助者*の派遣 ・盲ろう者の社会参加支援の実施 *総合支援法第78条に基づく意思疎通支援者</p>	<p>目標値(平成32年度) ・点訳奉仕員(中級) 45人 ・朗読奉仕員(中級) 45人 ・特に専門性の高い手話通訳者*の養成 48人 ・特に専門性の高い手話通訳者*の派遣(利用時間数/年) 445時間 ・特に専門性の高い要約筆者*の養成 15人 ・特に専門性の高い要約筆者*の派遣(利用時間数/年) 60時間/年 ・盲ろう者通訳・介助者*の養成 90人 ・盲ろう者通訳・介助者*の派遣 (利用登録者数)118人</p>	<p>○盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者等に対して、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣を行い、また、相談支援や日常・社会生活支援、障がい者向け媒体の制作・提供・普及、情報機器の貸出、手話言語条例に基づく施策を展開しました。 【実績】 ・点訳奉仕員(中級) 42人(平成30年度:20人、令和元年度:13人、令和2年度:9人) ・朗読奉仕員(中級) 34人(平成30年度:10人、令和元年度:10人、令和2年度:14人) ・特に専門性の高い手話通訳者の養成 24人(平成30年度:13人、令和元年度:4人、令和2年度:7人) ・特に専門性の高い手話通訳者の派遣(利用時間数/年) (平成30年度:1477時間/年、令和元年度:1745時間/年、令和2年度:357時間/年) ・特に専門性の高い要約筆者の養成 68人(平成30年度:29人、令和元年度:19人、令和2年度:20人) ・特に専門性の高い要約筆者の派遣(利用時間数/年) (平成30年度:567時間/年、令和元年度:525時間/年、令和2年度:414時間/年) ・盲ろう者通訳・介助者の養成 70人(平成30年度:34人、令和元年度:36人、令和2年度:新型コロナウイルス感染拡大のため中止) ・盲ろう者通訳・介助者の派遣(利用登録者数) (平成30年度:121人、令和元年度:120人、令和2年度:115人)</p>	○
<p>○大阪府ITステーションを拠点とした取組み（自立支援課）[再掲] 市町村等が実施する初級クラスまでの基礎的なIT講習会について、必要に応じて、大阪府が養成したITサポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ最新の支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、ITサポーターを派遣し、IT機器利用を促進することにより、意思疎通と就労準備性の向上を支援します。</p>		<p>○大阪府ITステーション就労促進事業を実施しました。 【実績】 ■ITサポーター養成研修修了者数 障がい者のデジタルデバイドの解消のための支援をサポートする、ITサポーターの養成研修を実施しました。 平成30年度:26人、令和元年度:25人、令和2年度:20人 ■IT講習会実施市町村数 府内市町村において基礎的なIT講習会が開催される際に、市町村からサポーター派遣の要請があった場合、町村と連携のもと、ITサポーターを派遣しました。 平成30年度:19市町村、令和元年度:18市町村、令和2年度:18市町村 ■重度障がい者に対するIT支援機器利用等の支援 移動が困難でかつ最新の支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT支援機器利用等の相談や体験、支援機器などの検証や調整とITサポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上へのIT支援を行い、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施しました。 平成30年度:11件、令和元年度:10件、令和2年度:12件</p>	○